

(7)軽自動車税(環境性能割)に関する概要

ア 電気自動車等の税率

用途	税率	
	自家用	営業用
乗用	非課税	非課税
貨物	非課税	非課税

電気自動車等とは、電気軽自動車、燃料電池軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス基準適合車または平成21年排出ガス規制Nox10%低減達成車)のこと。

イ ガソリンハイブリッド車、ガソリン車の税率(乗用)

排ガス要件	燃費要件	税率	
		自家用	営業用
平成30年排出ガス基準50%低減達成車(★★★★)	令和12年度燃費基準80%以上かつ令和2年度燃費基準達成車	非課税	非課税
	令和12年度燃費基準70%以上かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%
又は 平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)	令和12年度燃費基準60%以上達成車	2.0%	1.0%
	上記以外の車	2.0%	2.0%

ウ ガソリンハイブリッド車、ガソリン車の税率(貨物)

排ガス要件	燃費要件	税率	
		自家用	営業用
平成30年排出ガス基準50%低減達成車(★★★★)	令和4年度燃費基準105%達成車	非課税	非課税
	令和4年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%
又は 平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)	令和4年度燃費基準95%達成車	2.0%	1.0%
	上記以外の車	2.0%	2.0%